

志布志港からの県産青果物等の混載輸出に係る効率的な物流構築に向けた実証業務

企画コンペ実施要領

令和6年10月

鹿児島県農政部農政課
かごしまの食輸出・ブランド戦略室

1 趣旨

この要領は「志布志港からの県産青果物等の混載輸出に係る効率的な物流構築に向けた実証業務」（以下「本業務」）において、企画コンペにより、業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

志布志港からの県産青果物等の混載輸出に係る効率的な物流構築に向けた実証業務

(2) 業務目的

県産青果物等の輸出に当たっては、輸出事業者が船便への搭載効率を高め、輸送コストの低減を図るため、長距離輸送に優位であるCAコンテナが調達しやすいこと、全国から荷が集まりやすい大都市の卸売市場から調達していること等から、京浜港や神戸港などの大都市圏からの海上輸送が主流となっている。県産青果物については、大都市圏まで輸送することにより、国内輸送コストによる価格競争力の低下や複数の集荷拠点での積み替えによる品質低下の懸念がある。

特に、令和6年4月から、トラックドライバーへの時間外労働の上限規制が適用され、大都市圏へ向けた輸送能力不足による国内輸送コストの高騰が懸念されている。

本業務では、県産青果物の産地と近接した九州唯一の産直港湾である志布志港を活用し、青果物に係る効率的な輸出物流を構築するため、志布志港からの輸出物流と大都市圏の県外港湾を経由する輸出物流の現状を把握するとともに、双方の物流を活用して輸出した場合の比較優位性を検証する。

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 履行期限

令和7年2月28日（金）

(5) 契約上限金額

3,000千円以内（消費税及び地方消費税含む）

3 参加資格

次に掲げる項目を全て満たす者とする。

- (1) 法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者であること。

- (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続き開始の申立てをしたとき，民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続き開始の申立てをしたとき，手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし，鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。
- (5) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年生文第197号）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。
- （次のいずれにも該当しない者）
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団であると認められる者。
- イ 役員等（参加者が個人である場合にはその者を，参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事業所の代表者をいう。）が，鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等であると認められる者。
- ウ 暴力団又は暴力団員等が，その経営に実質的に関与していると認められる者。
- エ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員等を利用してしていると認められる者。
- オ 役員等が，暴力団又は暴力団員等に対して，いかなる名義をもってするかを問わず，金銭，物品その他の財産上の利益を不当に提供し，又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与していると認められる者。
- カ 役員等が，暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- キ 役員等が，暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用してしていると認められる者。
- (6) 上記3(5)のアからキまでに掲げる者の依頼を受けて，応募しようとする者ではないこと。
- (7) 都道府県税，消費者及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 政治団体，宗教上の組織若しくは団体，その他知事が適当で無いと判断するものを除く。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は，失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合

- (4) 見積書記載の金額が契約上限金額を超えた場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (6) 審査の公平を害する行為があった場合
- (7) その他企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があった場合

5 応募スケジュール（予定）

項目	日程
企画提案募集開始	令和6年10月24日（木）
質問受付期限	令和6年10月29日（火）
質問回答	令和6年10月31日（木）
参加申込書，参加資格確認申請書，事業者概要書提出期限	令和6年11月6日（水）
企画提案書，費用見積書提出期限	令和6年11月13日（水）
審査	令和6年11月中旬
審査結果通知	令和6年11月中旬
契約締結	令和6年11月下旬

- ※ 事前説明会は開催しない。
- ※ 提出書類等は全て午後5時必着とする。

6 企画コンペの手続等

(1) 質問票の提出

ア 質問方法：本業務に関する質問がある場合は、別添質問票（様式第1号）により、電子メールで提出すること。（電話で着信確認を行うこと。）

イ 提出期限：令和6年10月29日（火）午後5時必着

ウ 回答：上記5の期日までに鹿児島県ホームページにおいて公表する。

また、質問票に対する回答は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

(2) 参加申込書，参加資格確認申請書，事業者概要書の提出

ア 提出書類：参加申込書（様式第2号），参加資格確認申請書（様式第3号），事業者概要書（様式第4号）

イ 提出方法：持参，郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は電子メールによる

※電子メールで提出した場合は、必ず電話で着信確認を行うこと。

ウ 提出期限：令和6年11月6日（水）午後5時必着

エ 参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については，参加申込書等の提出をもって行うものとし，結果（参加資格がないと認めた場合は，その理由も含む）については，参加申込書に記載のメールアドレス宛に電子メールにて後日通知する。

なお，参加資格を認めた者であっても，当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになった場合は，当該参加資格を取り消すものとする。

(3) 企画提案書及び費用見積書の提出

ア 提出書類（白黒印刷，カラー印刷は問わない）

- ・ 企画提案書（かがみ，様式第5号），企画提案書（本体，任意様式）及び費用見積書（任意様式）を作成の上，提出すること。
- ・ 提出書類については，A4判とすること。なお，指定の様式（様式第1号～第5号）以外は，縦でも横でも構わない。
- ・ 企画提案書には，以下の内容を示すこと。
 - ① 県産青果物を船便で輸出する際の基礎情報に係る項目
 - ② トライアル輸出で使用する品目，産地及び選定した理由
 - ③ トライアル輸出時における鮮度保持の確認方法
 - ④ 事業実施スケジュール
 - ⑤ 委託業務の遂行に係る実施体制
 - ⑥ 類似業務の実績
- ・ 提出した企画提案書等の差替え，再提出は認めない。なお，鹿児島県が必要と認めるときは，追加の資料提出を求めることがある。
- ・ 費用見積書は，本業務の仕様書及び企画提案書等に記載した内容を踏まえ，業務を実施するために必要な全ての経費を算出し作成すること。（積算内訳も明示すること。）なお，正式な見積書については，企画コンペの結果を踏まえ，最も優れた企画を提案した応募者に改めて依頼する。

イ 提出方法：持参，郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）
又は電子メールによる

ウ 提出期限：令和6年11月13日（水）午後5時必着

7 審査方法等

- (1) 企画提案の審査は，委託業者の選定を行うために設置する審査会において行うものとし，提出された企画提案書等の内容について，審査項目及び評価の視点（別表2）により，総合的に評価して得られた総合評価

点数が最も高い業者を最優秀提案者とする。

- (2) 審査は、原則、書類審査方式とするが、後日、企画提案内容について、個別にヒアリングを行うことがある。
- (3) 審査基準の下限の点数（合計点の6割）を1者も満たさない場合には、採用者なしとする。

なお、企画提案者が1者の場合も審査を行うものとする。

- (4) 審査の結果は、決定後速やかに提案者に通知する。

なお、審査結果の内容に対する異議申立ては受け付けない。

8 契約の締結

- (1) 上記により最優秀提案者となった者を委託先候補とし、詳細な業務の内容や契約条件を定めた仕様書について鹿児島県と協議・合意した後に委託契約を締結する。
- (2) 前項の交渉が不成立の場合には、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。
- (3) 前金払は、契約相手方から前金の請求があった場合、支払うことができるものとする。

ただし、部分払は行わない。

9 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。
なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 採択された企画提案書等の著作権は鹿児島県に帰属するものとする。
- (4) 委託契約に係る業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (5) 審査の過程や結果については、鹿児島県情報公開条例（平成12年条例第113号）に基づき、非公開情報を除いて、情報公開の対象となる。
- (6) 天災地変その他やむを得ない理由により、業務の全部又は一部を発注できない場合がある。

10 担当部署（提出先及び問い合わせ先）

鹿児島県農政部農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

電話：099-286-3093（直通） FAX：099-286-5587

E-mail：yusyutsu@pref.kagoshima.lg.jp

仕様書

1 委託業務名

志布志港からの県産青果物等の混載輸出に係る効率的な物流構築に向けた実証業務

2 目的

県産青果物等の輸出に当たっては、輸出事業者が船便への搭載効率を高め、輸送コストの低減を図るため、長距離輸送に優位であるCAコンテナが調達しやすいこと、全国から荷が集まりやすい大都市の卸売市場から調達していること等から、京浜港や神戸港などの大都市圏からの海上輸送が主流となっている。県産青果物については、大都市圏まで輸送することにより、国内輸送コストによる価格競争力の低下や複数の集荷拠点での積み替えによる品質低下の懸念がある。

特に、令和6年4月から、トラックドライバーへの時間外労働の上限規制が適用され、大都市圏へ向けた輸送能力不足による国内輸送コストの高騰が懸念されている。

本業務では、県産青果物の産地と近接した九州唯一の産直港湾である志布志港を活用し、青果物に係る効率的な輸出物流を構築するため、志布志港からの輸出物流と大都市圏の県外港湾を経由する輸出物流の現状を把握するとともに、双方の物流を活用して輸出した場合の比較優位性を検証する。

3 履行期限

令和7年2月28日（金）

4 本実証の前提条件

(1) 対象品目

さつまいも又はきんかんを含む県産青果物を中心とすること

(2) 対象国・地域

シンガポール又は香港を仕向先とすること

(3) 使用コンテナ

CAコンテナ又はCAコンテナに準ずる鮮度保持機能を有するものを使用すること

(4) 国内集荷・輸送方法

産地から積出港までの集荷・輸送については、トラック輸送とすること

5 業務内容

(1) 県産青果物の船便を活用した輸出に係る基礎情報の整理

青果物を船便で輸出する際の最小ロットや手続き、物流等の基礎情報について整理すること

(2) 志布志港を経由した場合と、県外港湾から輸出した場合との比較優位性の検証

① 県外港湾について、対象国・地域向け輸出に係るリードタイム、コスト及びリスク評

価について比較の上、最適な港湾を提案すること

- ② 志布志港及び上記①で選定した県外港湾について、対象国・地域向け輸出に係るリードタイム、コスト及びリスク評価について比較実証を行うこと
 - ・ 県内産地～志布志港～県外港湾（博多港，神戸港，東京港等）～輸出先国・地域
 - ・ 県内産地～県外港湾（博多港，神戸港，東京港等）～輸出先国・地域
- ③ 上記②の比較実証を基に、志布志港活用ルートと県外港湾ルートの2ルートにおけるトライアル輸出について、それぞれ1回以上実施するとともに、対象品目の鮮度保持確認を行うこと
- ④ 上記②及び③の実証を踏まえ、県産青果物の輸出拡大に当たっての最適な輸出ルートの提案及び実現に向けた課題、必要な対策について整理すること

6 成果報告

業務終了後は、5についての実績及び成果等を内容とする委託業務実績報告書を提出すること。

7 その他

- (1) 本業務は鹿児島県と協議しながら実施すること。
- (2) 鹿児島県は、事業の目的を達成するため、受託者に必要な指示を与えるものとし、受託者はこの指示に従うこと。
- (3) 本仕様書で定めた事項に関して疑義が生じたとき、または定めのない事項で業務に必要な事項は、鹿児島県と協議して定めるものとする。
- (4) 悪意がある場合や目的を達成できない程度が甚だしい場合には、委託料の全部又は一部の返還を求める場合がある。
- (5) 本事業により知り得た情報（個人情報を含む。）について、本事業の目的以外の使用及びその情報を外部に漏らしてはならない。
- (6) 本業務について、業務の終了後も含めて、今後、会計検査院や鹿児島県監査委員等の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、業務の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。
- (7) 本業務の報告や説明が簡易に果たせるよう、物品代金の支払いにおいては、口座振込を原則とするとともに、毎月の請求・支払履歴の整理を図ること。
- (8) 本業務を実施するに当たり、鹿児島県と十分な打合せを行うとともに、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (9) 実績報告書の記載内容が確認できる書類として、(3)で規定する会計関係帳簿類等を業務終了日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておくこと。
- (10) 本業務の実施に当たっては、国や地方自治体等の他の助成金、補助金、委託費等を重複して使用しないこと。
- (11) 上記5で定める業務の実施が困難になったと認められる場合は、鹿児島県と協議を行い対応すること。

別表1 提出書類

提出書類		記載内容	提出部数
質問票	様式第1号	質問事項について、簡潔に記載すること。	メールにて提出
参加申込書	様式第2号	代表者名を記入し、提出すること。	1部 (※)
参加資格確認申請書	様式第3号	代表者名を記入し、提出すること。 (本県の入札参加資格者登録名簿等に搭載されていない者については、直近1年間の都道府県税に係る徴収金に滞納がないことの証明書、納税証明書「その3の3」(消費税及び地方消費税)の写しを添付してください。)	1部 (※)
事業者概要書	様式第4号	主要業務等について、簡潔に記載すること。	1部 (※)
企画提案書 (かがみ)	様式第5号	代表者名を記入し、提出すること。	1部 (※)
企画提案書 (本体)	任意様式	提案内容について簡潔に記載すること。	6部 (※)
費用見積書	任意様式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務の仕様書及び企画提案内容調書等に記載した内容を踏まえ、必要な全ての経費を算出し記載すること。(積算内訳も明示すること。) ・ 契約時に再度、見積書の提出を求める。 	1部 (※)

※ 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）で提出する場合は、表記載の部数を提出してください。（電子メールで提出する場合はこの限りでない。）

なお、企画提案書(本体)の提出部数の内訳は、正本1部(商号又は名称入り)、副本5部(商号又は名称なし)とする。

また、企画提案書(本体)はページ番号を通して付し、A4判で出力(両面印刷可)の上、各部ごとにクリップ等の留め具(ホチキス不可)で綴じて提出する。

(別表2)

志布志港からの県産青果物等の混載輸出に係る効率的な物流構築に向けた実証業務 審査項目及び評価の視点

審査項目	評価の視点	配点
全体方針	・ 本業務の趣旨を十分理解し、目的と合致した提案となっているか	10点
業務内容	・ 事業の目的、趣旨を理解した上で、具体的かつ実効性の高い提案となっているか ・ 仕様書に示された実証項目について、十分に理解しているか	30点
業務実績	・ 本業務を遂行するために必要な知識・専門性を有しているか ・ 過去に類似の業務経験があり、提案内容を遂行する能力を有しているか	10点
業務実施体制	・ 提案内容を確実に実施できる体制・人員配置となっているか ・ 責任者や担当者等は十分な経験や実績、業務に必要な知識・知見を有しているか ・ 本業務を実施するために必要な関係産地や事業者とのコネクションを有しているか	30点
業務実施スケジュール	・ 本業務の実施に関するスケジュールは、妥当かつ確実性があるか	10点
経費の合理性	・ 見積書に所要経費、積算根拠が明確に示されているか ・ 提案内容に対する各所要経費は妥当か	10点
合計		100点

(あて先) 鹿児島県農政部農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室
E-mail : yusyutsu@pref.kagoshima.lg.jp

質 問 票

志布志港からの県産青果物等の混載輸出に係る効率的な物流構築に向けた実証業務委託企画コンペについて、以下のとおり質問します。

項 目	(書類名称・ページ・項目など)
内 容	

※ 質問事項は、本様式1枚につき1問とし、簡潔に記載してください。

※ 送信後、電話で着信を確認してください。

[連絡先] 住 所
商号又は名称
担当者所属
氏名
電話番号
メールアドレス

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

参加申込書

志布志港からの県産青果物等の混載輸出に係る効率的な物流構築に向けた実証業務委託企画コンペに参加したいので申し込みます。

(添付書類)

- ・ 参加資格確認申請書 (様式第3号)
- ・ 事業者概要書 (様式第4号)

[連絡先] 担当者所属
氏名
電話番号
メールアドレス

参加資格確認申請書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

志布志港からの県産青果物等の混載輸出に係る効率的な物流構築に向けた実証業務委託企画コンペへの参加資格について、次のとおり事実と相違ないことを誓約します。

	参加資格要件	記入欄
1	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。	適 ・ 否
2	民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。	適 ・ 否
3	鹿児島県から指名停止措置を受けていない者であること。	適 ・ 否
4	<p>鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年生文第197号）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。 （次のいずれにも該当しない者）</p> <p>ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団であると認められる者。</p> <p>イ 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事業所の代表者をいう。）が、鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等であると認められる者。</p> <p>ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与していると認められる者。</p> <p>エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用して認められる者。</p> <p>オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者。</p> <p>カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。</p> <p>キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して認められる者。</p> <p>また、上記アからキまでに掲げる者の依頼を受けて、応募しようとする者ではないこと。</p> <p>※ 本県の入札参加資格者登録名簿等に搭載されていない者については、様式第3号（別紙）「暴力団排除措置に係る誓約書及び役員等名簿」を添付すること。</p>	適 ・ 否
5	<p>都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。</p> <p>※ 本県の入札参加資格者登録名簿等に搭載されていない者については、直近1年間の都道府県税に係る徴収金に滞納がないことの証明書、納税証明書「その3の3」（消費税及び地方消費税）の写しを添付すること。</p>	適 ・ 否

（表）

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、鹿児島県が必要な場合には、鹿児島県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が鹿児島県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - (2) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- 2 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所

（ふりがな）

氏 名

法人又は団体にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の氏名

- （注）1 自己及び自社の役員等の名簿（裏面）を作成してください。名簿に記載されている情報は、鹿児島県が鹿児島県警察本部に照会する際に利用することがあります。
- 2 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。
 - ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下ウにおいて同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
 - イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあつては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

(裏)

役員等名簿

【商号・名称】

令和 年 月 日現在

役職名	(ふりがな) 氏名	性別	生年月日	住所
[記入例] 代表取締役	さつま たろう 薩摩 太郎	男	S33.3.3	鹿児島市鴨池新町10-1

事業者概要書

商号又は名称 (代表者職氏名)	()
所在地	
設立年月	
資本金	
社員数	
主要業務	

※ 会社概要等が分かるパンフレット等を添付すること。

企 画 提 案 書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

志布志港からの県産青果物等の混載輸出に係る効率的な物流構築に向けた実証業務委託企画コンペについて、下記のとおり提出します。

記

<添付書類> (※欄にチェックを記入すること)

- 企画提案書 (本体, 任意様式)
- 費用見積書 (様式任意)

[連絡先] 担当者所属
氏名
電話番号
メールアドレス